

区立公園における建築面積の基準の特例の新設について

 中央区立公園条例において、新たな建築面積の基準の特例を定める。

内 容

1 趣旨

中央区立桜川公園官民連携事業では、令和7年3月に事業予定者（設置等予定者）を決定したところである。
こうしたことから、公募設置管理制度（「Park-PFI」）における、公募対象公園施設である建築物の建築面積の公園面積に対する割合（以下「建蔽率」という。）の特例を適用するため、中央区立公園条例（昭和33年6月中央区条例第14号）において新たな建築面積の基準の特例を定める。

2 内容

中央区立公園条例では、公園施設の建築面積の基準として、都市公園法第4条第1項を参酌し、建蔽率の上限を2%と定めているが、公募対象公園施設を設ける場合は、都市公園法施行令第6条第6項を踏まえ、当該基準の建蔽率に10%を限度として上乗せできるものとする。

3 改正を要する条例

中央区立公園条例

4 施行予定日

公布の日